

# 神戸市立竹の台小学校 いじめ防止基本方針

「いじめ」とは、子供たちに対して、その子供たちが通っている学校に在籍している子供たちと、一定の人間関係にある他の子供たちが行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった子供たちが心身の苦痛をかかっているもののことである。

これを踏まえ、本校の子供たちが、楽しく心豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために「神戸市立竹の台小学校いじめ防止基本方針」を以下のように定める。

また、本校では、「いじめ」を訴えてきた子供たちの立場に立ち、上記の「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、子供たちを守るという姿勢で事実関係を確かめ、学校と保護者が連携して、その対応に当たる。

## 1 本校の教職員の姿勢

- ・子供との信頼関係をつくり、子供一人ひとりを大切にする学級経営に努める。
- ・子供たちが喜んで学校に来るため、分かる授業を行うように授業研究に励む。
- ・子供たちのやさしい心や思いやりの気持ち、命の大切さを育む道徳教育の充実を図る。
- ・「するを許さず されるを責めず 第三者なし」の神戸市のいじめに対する姿勢を教師がもつ。
- ・子供たち一人ひとりの様子をよく観察し、些細な変化も見逃さない目をもつ。
- ・個人や特定の教職員で問題を抱え込んだり隠したりすることなく、校内委員会での情報共有に努め、組織全体として問題解決に向けて行動する。
- ・子供や保護者からの悩みを親身になって聞く姿勢をもつ。

## 2 校内体制について

- (1) 竹の台小学校いじめ問題対策委員会を設置する。  
校長・教頭・関係教員・学年世話係・生徒指導担当・養護教諭・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等で構成する。
- (2) いじめ問題対策委員会の役割
  - ・本校のいじめ防止への取り組み、いじめ防止の意識を高めることに努める。
  - ・具体的な事案が発生した場合は、担任等を加え、事実関係の把握、関係する子供たち、保護者への対応等について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、子供の個人情報の取り扱いに十分配慮しながら、本校の教職員が共有するものとする。
  - ・必要に応じて支援体制を組み、専科の時間当該クラスに全職員で入る。

## 3 いじめを未然に防止するために

### <子どもに対して>

- ・子供一人ひとりが認められ、お互いを大切にしたい、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行い、学級や学校のルールを守るといった規範意識を高める。
- ・分かる授業を行い、学習に対する達成感・満足感が得られるように工夫する。
- ・思いやりの心や子供一人ひとりが、かけがえのない存在であるといった命の大切さを道徳の授業や学級活動をはじめ、すべての教育活動を通して育成する。
- ・「いじめは決して許さないこと」という意識を、全ての子供たちがもつよう、様々な教育活動の中で指導していく。

## <学校全体として>

- ・全教育活動を通して、「いじめは絶対に許さない」という土壌をつくる。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、養護教諭を中心に教育相談体制の充実を図り、全教職員で子供たちの心のケアに当たる。
- ・「いじめ問題」に関する校内職員研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深める。
- ・いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

## <保護者・地域に対して>

- ・子供たちが発する変化の兆候に気付いたら、すぐに学校に相談することの大切さを伝える。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを、保護者会、学校だより、学校ホームページ、地域での会合等を通じて、理解と協力を得る。

## 4 「いじめ」の早期発見について

- ・子供との対話を大切にし、日常の悩みを話せる関係づくりをすすめる。
- ・子供たちの様子を、担任・学年だけでなく、多くの教職員で見守り、情報を共有する。
- ・様子の変化が見られる子供たちには、積極的に声をかけ、安心感をもたせる。
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携や、電話相談窓口の周知等により、教育相談体制の充実を図る。
- ・定期的に「生活アンケート」を実施し、子供たちの人間関係や学校生活等の悩みの把握に努める。

## 5 「いじめ」の早期対応について

- ・いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できること、また、相談することの大切さを子供たちに伝えていく。
- ・いじめられている子供たちや保護者からの訴えを、親身になって聞き、子供たちの悩みや苦しみを受け止め、子供たちを支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
- ・いじめに関する相談を受けた教職員は、すぐに関係教員と管理職に報告するとともに、いじめ問題対策委員会等、校内で情報を共有していく。
- ・学校として、組織的な体制のもとに、事実関係の把握を行う。
- ・事実関係を正確に当該保護者に伝え、学校・家庭の協力のもとに解決していく。
- ・再発防止のため、いじめを受けた子供・保護者への支援と、いじめを行った子供たちへの指導と保護者への支援を継続的に行う。
- ・状況によっては、教育委員会、所轄警察署、少年サポートセンター等の関係機関と連携して対処していく。

## 6 特別な支援を必要とする子供への配慮

- ・特別支援学級に在籍する子供、もしくは通常学級に在籍する特別な配慮を必要とする子供に対する「いじめ」の未然防止・早期発見・早期対応には十分配慮していく。  
また、個々の子供を尊重する教育の推進のため、特別支援学級と通常学級との交流を進める。
- ・状況によっては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育相談機関の助言を得る。

## 7 インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等の利用に関して、マナーやルールづくり等について、保護者に協力を依頼する。

- ・インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性については、最新の情報を把握して、子供や保護者に啓発していく。
- ・メディアリテラシー教育を積極的に進めるために、少年サポートセンターをはじめとする関係機関との連携を進める。
- ・インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを発見した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、事案によっては、警察や法務局等の関係機関と連携して対応する。

## 8 保護者・地域との連携

- ・地域や校区内の中学校と連携して地域会議を開催し、地域・学校からいじめをなくしていくための取り組みを進める。
- ・学級世話係会や地域の会合等で、学校の内じめの現状や取り組みについて発信するとともに、家庭や地域での協力・見守りを依頼する。

## 9 関係機関との連携

- ・犯罪行為等が認められる場合は、警察や少年サポートセンター等の関係機関と連携した対応をする。
- ・その他、学校の指導だけでは十分な効果を上げることが困難な場合や未然防止への啓発活動等には、積極的に関係機関と連携を行う。

## 10 いじめ事案への対処について

- ・人権に配慮しながら事実関係を的確に把握し、指導の記録をつける。
- ・保護者に対して、事実について説明するとともに、今後の指導体制について説明し、理解を得る努力をする。
- ・いじめられた子供を守るために、全教職員で情報を共有し、解決に向け組織的に支援を行う。
- ・いじめた子供へは、「いじめは許さない」という毅然とした指導を行い、相手の思いや自分の行為を考えさせ、二度といじめを起こさない環境を保護者とともにつくる。
- ・教育委員会に事実関係を報告する。

## 11 重大事態（身体や生命に関わる事態等）への対応

- ・重大事態が発生した際は、教育委員会事務局に迅速に報告する。
- ・教育委員会事務局の指示のもと、第三者からなる組織を設け、調査する。
- ・重大事態が発生したことを真摯に受け止め、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに報告する。
- ・いじめを受けた子供及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、人権に配慮しながら、正確に情報を共有する。

## 12 その他

- ・学校評価においては、年度毎の取組について、子供・保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。
- ・この基本方針は、本校の状況に応じて、竹の台小学校いじめ問題対策委員会において、点検・見直しをすすめ、適切に改定を行う。

令和2年4月8日  
神戸市立竹の台小学校